

第1回 吉田町下水道料金等審議会

説明資料

令和4年5月25日

議 題

- (1) 審議事項と全体スケジュール (資料2 P.1)
- (2) 公共下水道事業の概要 (資料2 P.2)
- (3) 公共下水道事業の財務状況 (資料2 P.8)
- (4) 経営戦略の概要および使用料改定の方角性 (資料2 P.12)

議 題

- (1) 審議事項と全体スケジュール (資料2 P.1)**
- (2) 公共下水道事業の概要 (資料2 P.2)**
- (3) 公共下水道事業の財務状況 (資料2 P.8)**
- (4) 経営戦略の概要および使用料改定の方角性 (資料2 P.12)**

★本審議会の目的

- 家庭や事業所から発生する汚水をきれいにする経費は、**下水道使用料で賄うことが原則**となります。
- 下水道使用料によって事業の経費を賄い、自立性をもって事業継続していくため**「独立採算制の原則」も適用**されます。
- 汚水処理費のうち使用料で賄われている割合を表す経費回収率が「約49%（令和2年度実績）」と低くなっており（一般企業で例えると赤字の状態）、**一般会計（町税金）からの補填が大きくなっている状況**です。

★下水道使用料とは

- 下水道の使用が可能になると、水道水の使用水量をもとに算定する排除汚水量に応じた「下水道使用料」を納入いただいています。
- 下水道使用料は、各家庭や事業所などから排水される汚水を浄化し、海に放流するために必要となる下水道施設の維持管理費などの財源となっています。
- 本町の下水道使用料は、平成7年の供用開始以降、約27年間据え置きとなっております、見直しを行っていません。

(1) 審議事項と全体スケジュール

★下水道料金等審議会のスケジュールと審議事項

項目	時期	審議事項
第1回 審議会	令和4年 5月25日	<ul style="list-style-type: none">◇ <u>本審議会の審議事項と全体スケジュール</u>◇ <u>公共下水道事業概要・財務状況</u>◇ <u>経営戦略の概要および使用料改定の方向性</u>
第2回 審議会	8月下旬	<ul style="list-style-type: none">◇ 使用料対象経費（財政計画・排水需要予測・使用料算定期間）◇ 収支見積に基づく使用料改定の必要性
第3回 審議会	11月下旬	<ul style="list-style-type: none">◇ 使用料体系（基本使用料・従量料金の設定等）
第4回 審議会	令和5年 2月下旬	<ul style="list-style-type: none">◇ 下水道使用料の改定水準◇ 料金等審議会答申

議 題

- (1) 審議事項と全体スケジュール (資料2 P.1)
- (2) 公共下水道事業の概要 (資料2 P.2)**
- (3) 公共下水道事業の財務状況 (資料2 P.8)
- (4) 経営戦略の概要および使用料改定の方角性 (資料2 P.12)

★公共下水道の仕組み

- 公共下水道は、家庭、事業所などから出される使用した水が、一度も外に出ることなく、排水設備→下水道管→浄化センターと流れていき、浄化センターできれいな水に処理されて河川、海などに放流するものです。

★下水道の役割

- 下水道の主な役割は次のようなものがあります。

- ① 快適な生活環境をつくる。
- ② 自然環境を保全する
- ③ 健全な水循環の形成に貢献する

快適な暮らしを支える下水道。

わたしたちの生活の中で、下水道は大きな役割を果たしています。

- 美しい自然(水質保全)
よごれた水はきれいにしてから流すので、川や海の水をよごしません。
- さわやかな生活(トイレの水流化)
くみ取り便所の良いや浄化槽の管理がなくなり、快適で衛生的な生活になります。
- きれいなまち(環境保全)
よごれた水をすくりに流すので、害虫や伝染病の発生を防ぎます。

下水道は、3つの施設から成り立っています。

- 家庭や事業所に設置される「排水設備」
- 汚水を集めて浄化センターに運ぶ「下水道管」
- 集めた汚水をきれいな水にして河川に流す「浄化センター」



★吉田町公共下水道の沿革 [\(事業の変遷は資料2 P4参照\)](#)

- 平成2年1月…吉田町公共下水道として事業認可を取得、下水道整備に着手
- 平成7年3月…終末処理場である吉田浄化センターが完成し、供用を開始
- 令和2年4月…経営状況等の実態をより詳細に把握できる企業会計方式を導入

★公共下水道の整備状況

- 令和3年度末時点の供用区域は289.9ha（全体計画区域379.0haに対する面積整備率76.5%）に達しています。
- 令和3年度に、公共下水道の汚水処理区域を見直す [\(資料2 P5参照\)](#) などの公共下水道全体計画（案）の策定を行っています。

項目		数値	項目		数値
①行政区域内人口	人	29,110	⑦行政面積	ha	2,073.0
②全体計画人口（令和17年度）	人	11,927	⑧全体計画面積	ha	379.0
③整備区域内人口	人	11,174	⑨整備済み面積	ha	289.9
④水洗化人口	人	8,300	⑩整備進捗率：⑨÷⑧	%	76.5
⑤計画人口普及率 ③÷②	%	93.7			
⑥水洗化率 ④÷③	%	74.3			

★現在の下水道使用料

- 本町の下水道使用料は、以下に示すとおりであり、排除汚水量は水道水の使用水量をもとに算定しています。奇数月に使用水量の検針を行い、偶数月の28日までに納入いただいています。

区分	基本使用料（1ヶ月）		超過使用料（1ヶ月）
	排除汚水量	使用料	
一般汚水	10m ³ まで	910円	10m ³ を超え50m ³ まで…1m ³ につき91円
			50m ³ を超え100m ³ まで…1m ³ につき100円
			100m ³ を超えるもの…1m ³ につき110円
公衆浴場汚水	10m ³ まで	910円	10m ³ を超えるもの…1m ³ につき45円

※消費税抜き価格

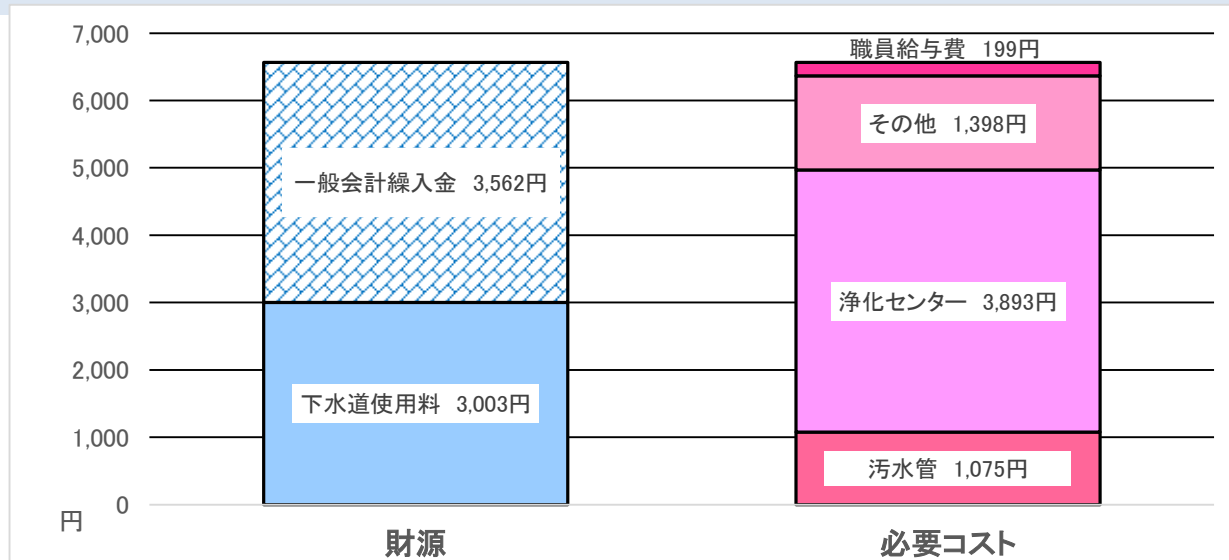
★一般家庭の下水道使用料算定例

- 4人家族で一戸建ての住宅に住む家庭をモデルに、**1ヶ月あたりの平均的な下水道使用料を算定**しました。なお、1人が1日に使う水の量は、本町給水実績に合わせて、270ℓ/人/日としています。
 - 1ヶ月の使用水量 : $270\text{ℓ/人/日} \times 4\text{人} \times 30\text{日} = 32,240\text{ℓ} \Rightarrow \mathbf{33\text{m}^3}$
 - 1ヶ月の下水道使用料 : $910\text{円} + 91\text{円} \times (33 - 10)\text{m}^3 = \mathbf{3,003\text{円}}$ **税抜き**
 $3,003\text{円} \times 10\% = 3,303\text{円}$ 税込み

★汚水処理に要するコストとその財源

- 4人家族の1ヶ月の平均使用水量 (=汚水量) 33m^3 を処理するために必要なコスト = 維持管理費用 (令和2年度実績) は**6,565円**になります。
- 汚水処理するための経費が、下水道使用料 (3,003円) で賄えていない状況であり、その不足額は一般会計から繰り入れている状況です。

★汚水処理に要するコストとその財源

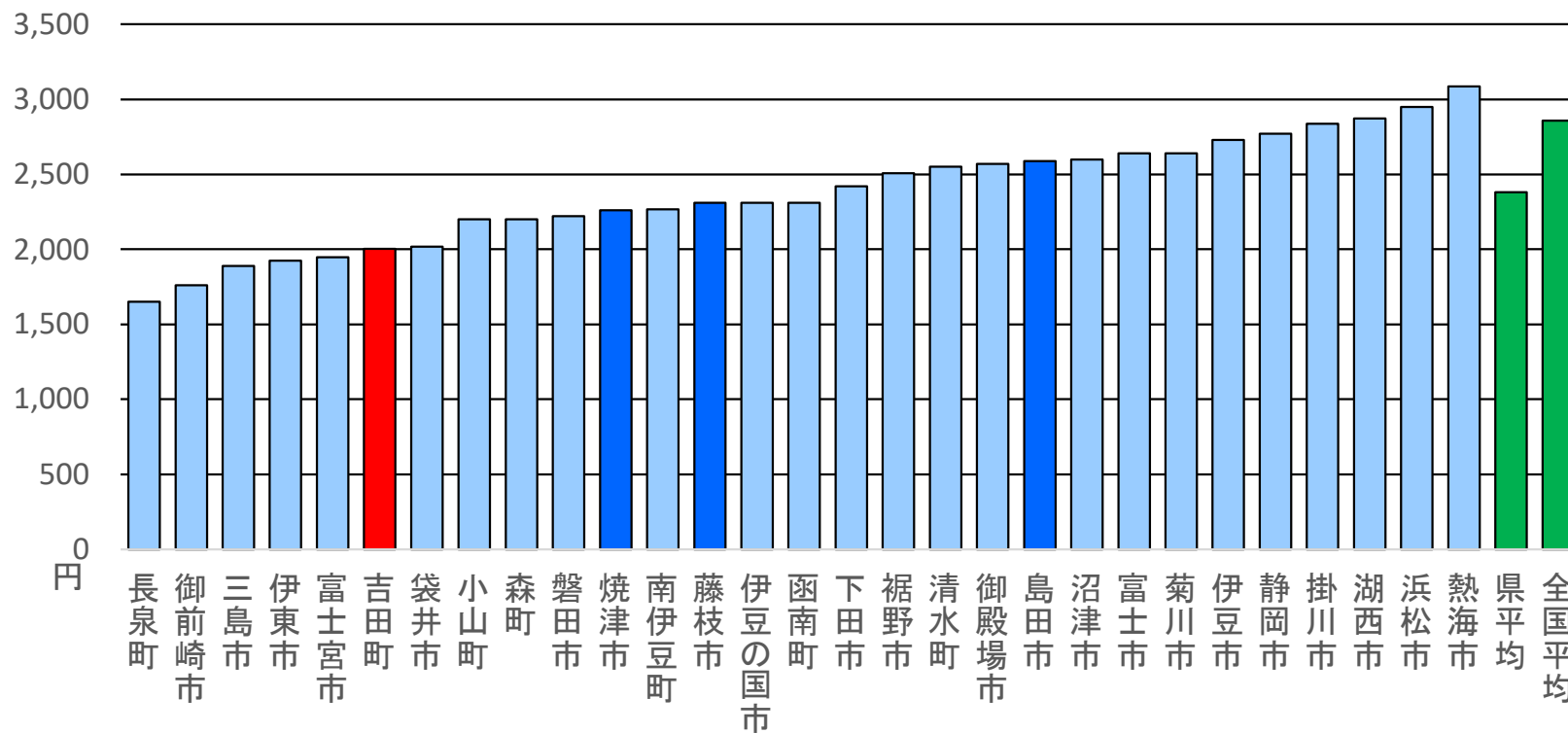


財源	金額(円)	必要コスト	金額(円)
下水道使用料	3,003	汚水管 清掃・修繕費	1,075
一般会計繰入金	3,562	浄化センター 運転管理費	3,893
※) 下水道使用料で賄えない維持管理費 不足額は、一般会計(町税)で補填している		その他	1,398
		職員給与費	199
合計	6,565	合計	6,565

★静岡県内自治体との比較

- 全国平均・静岡県内市町の一般家庭の1ヶ月20m³当たりの下水道使用料（税込み）は、以下のとおりです。

【参考】吉田町の下水道使用料：2,002円



議 題

- (1) 審議事項と全体スケジュール (資料2 P.1)
- (2) 公共下水道事業の概要 (資料2 P.2)
- (3) 公共下水道事業の財務状況 (資料2 P.8)**
- (4) 経営戦略の概要および使用料改定の方角性 (資料2 P.12)

★経営指標を用いた財務状況

- 財務の収益性・健全性を示す経営指標により、近年の本町公共下水道事業の財務状況の分析・評価を行いました。
- 平成30年度から令和2年度までの3年間の本町の経年推移と、全国の類似団体（49団体）及び静岡県内団体（29団体）の令和2年度の平均値、団体中の順位を示しています。

※ 類似団体とは、本町と同規模の下水道事業を運営している団体のことで、総務省が示す分類区分に加えて、下水処理場を管理運営する町村49団体を抽出したもの

※ 静岡県内市町村全35団体のうち、次に示す6団体は公共下水道事業を実施していないため、比較対象から除外しています。

公共下水道事業を実施していない静岡県内6団体		
牧之原市	東伊豆町	河津町
松崎町	西伊豆町	川根本町

(3) 公共下水道事業の財務状況

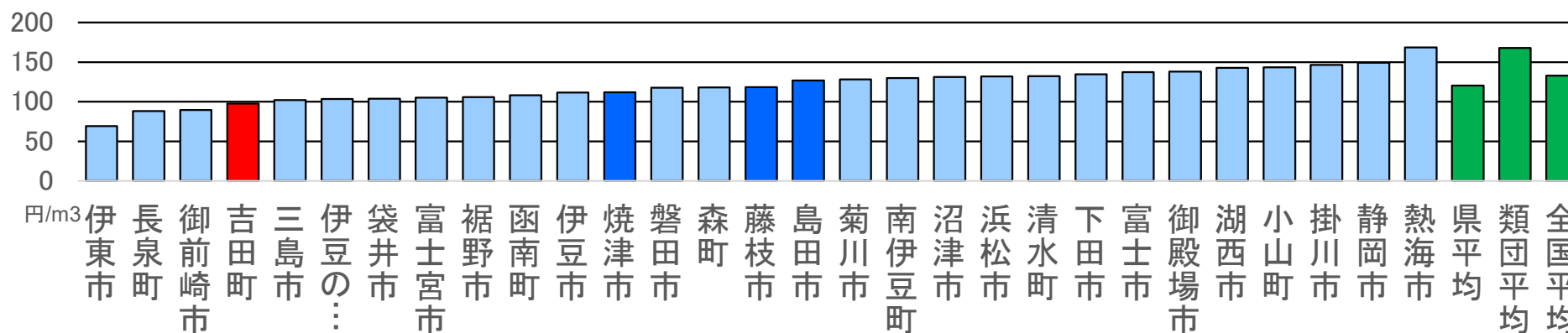
① 使用料単価

単位：円/m ³ 見方：↑	H30	R1	R2	類似団体 平均値	類似団体 ランク	静岡県内 平均値	静岡県内 ランク
吉田町	105.6	103.1	97.8	167.8	49/49	120.3	26/29
指標の説明	有収水量 1 m ³ あたりの使用料収入であり、使用料の水準を示す指標。経費回収率が著しく低い団体にあつては、使用料設定上の問題点を究明する必要があります。						
算出式	使用料収入 ÷ 有収水量						
コメント 評価：悪い	類似団体・静岡県内平均値と比較すると、本町の使用料は非常に安価となつています。本町では、H7年3月の供用開始以降で一度も使用料改定を実施していません。						

※H30、R1の使用料収入は、官公庁会計方式での決算データのため、消費税込みの金額になっています。

※R2の使用料収入は、企業会計方式での決算データのため、消費税抜きの金額になっています。

※H30、R1との比較のため、R2の使用料収入を消費税込み額に換算すると107.6円/m³となります。

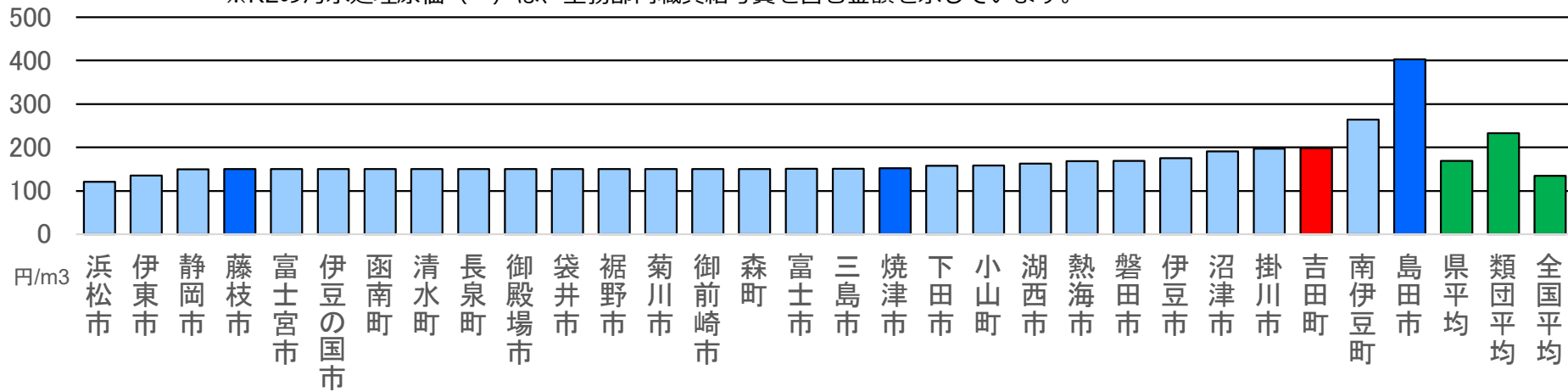


(3) 公共下水道事業の財務状況

② 汚水処理原価

単位：円/m ³ 見方：↓	H30	R1	R2	類似団体 平均値	類似団体 ランク	静岡県内 平均値	静岡県内 ランク
吉田町	160.8	159.6	198.9 (229.5)	233.1	24/49 (32/49)	169.2	27/29 (27/29)
指標の説明	有収水量1m ³ あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費（基準内繰入考慮）・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標。						
算出式	汚水処理費÷有収水量						
コメント 評価：良い	同規模の事業運営を行っている類似団体平均値との比較では安価となっており、投資コストの面では、効率の高い事業運営が行われています。						

※R2の汚水処理原価（ ）は、工務部門職員給与費を含む金額を示しています。

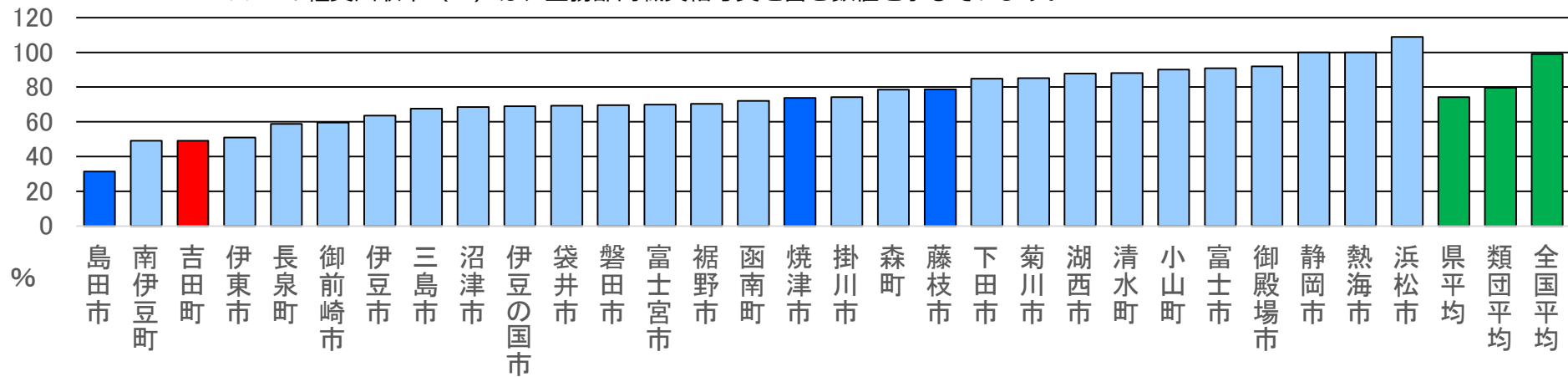


(3) 公共下水道事業の財務状況

③ 経費回収率

単位：％ 見方：↑	H30	R1	R2	類似団体 平均値	類似団体 ランク	静岡県内 平均値	静岡県内 ランク
吉田町	65.7	64.6	49.2 (42.6)	79.6	45/49 (46/49)	74.3	27/29 (28/29)
指標の説明	使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標。使用料水準等を評価することが可能になります。						
算出式	使用料単価 (1) ÷ 汚水処理原価 (2) × 100						
コメント 評価：悪い	類似団体・静岡県内平均値よりも低い状況にあり、数値も100%を大きく下回っています。なお、この不足分は一般会計からの繰り入れで賄っている状況です。						

※R2の経費回収率（ ）は、工務部門職員給与費を含む数値を示しています。



議 題

- (1) 審議事項と全体スケジュール (資料2 P.1)
- (2) 公共下水道事業の概要 (資料2 P.2)
- (3) 公共下水道事業の財務状況 (資料2 P.8)
- (4) 経営戦略の概要および使用料改定の方角性 (資料2 P.12)**

- 令和2年度に策定した公共下水道事業経営戦略では、経営の効率化・健全化のために実施可能な施策および具体的取組は以下のとおりです。

(1) 汚水処理事業における投資の合理化・効率化

① 汚水処理ビジョンに基づく下水道整備の実施

- 汚水処理ビジョンに基づき、整備コストの回収（使用料収入）を最大化する下水道整備を令和8年度完了目標に推進します。

② ストックマネジメント計画に基づく点検調査・改築更新事業の実施

- 予防保全型の施設管理を基本としたストックマネジメント計画に基づき、全ての下水道施設の点検調査・改築更新事業を実施します。

③ し尿等の下水処理場への投入

- 吉田浄化センターにおける維持管理の更なる効率化を図るため、処理能力の有効活用に向けて吉田浄化センターへの浄化槽汚泥およびし尿（汲み取り）投入を検討します。

(2) 経営基盤の強化

① 使用料の改定

- 下水道事業の経営基盤を強化するため、自主財源の確保の観点から使用料の改定を予定しています。

② 水洗化率の向上

- 水洗化率向上による下水道使用料の増収を目的として、未接続世帯・事業者に向けた下水道接続の促進に対する取組を実施します。
 - 水洗化率目標値・・・令和17年度までに85%（1年当たり約100人増）

(3) 組織の効率化

- 本町全体の状況を踏まえると、職員の増員は難しいため、今後の下水道事業運営に向けて現状の業務執行体制を維持しながら、専門性の高い人材を育成するなど組織を効率化させる取組が必要です。
- そのため、日常事務・人材育成研修などについて、周辺自治体との共同化や官民連携の導入を検討します。

★使用料改定の方角性

(1) 背景

- 本町の汚水処理原価は適正な水準となっている一方で、経費回収率は約49%に留まり、**事業運営に必要な財源を一般会計繰入金に依存**しています。
- 経営基盤を強化するため、**自主財源の確保の観点から他都市に比べて安価となっている使用料改定を実施し、経費回収率の上昇を図る**必要があります。
- 令和2年7月22日付けで国土交通省の事務連絡では、収支構造適正化に向けた取組を踏まえ、着実に収支構造の見直しの検討を進める要請がありました

【主な内容】

以下に該当する場合は、当該団体が行う汚水処理に関する事業について、**社会資本整備総合交付金（国補助金）の重点配分の対象としない**。

- ✓ 平成7年度以降、供用開始後30年以上経過・・・**該当（H7供用開始）**
- ✓ 使用料単価が150円/m³未満・・・**該当（約98円/m³）**
- ✓ 経費回収率が80%未満・・・**該当（約49%）**
- ✓ 15年以上使用料改定を行っていない場合・・・**該当（改定実績なし）**

⇒ **現状の使用料体系を維持した場合、資本費の重要な財源である社会資本整備総合交付金(国補助金)の重点配分の対象外となることは確定的**

(4) 経営戦略の概要および使用料改定の方向性

資料2 P.13

(2) 使用料改定率、実施時期の設定

項目	内容
料金改定率	<p>経営基盤の強化の観点から、料金改定の最終目標として、経費回収率 100%となる料金設定を目指しますが、急激な使用料増額に伴う町民負担増にならないように、段階的な料金改定を行います。</p> <ul style="list-style-type: none">● 第1段階：経費回収率 80%を目指して改定率を設定● 第2段階：経費回収率 100%を目指して改定率を設定
料金改定時期	<ul style="list-style-type: none">● 第1段階：令和6年度より新料金体系を実施● 第2段階：令和11年度より新料金体系を実施

★下水道料金等審議会のスケジュールと審議事項

(1) 次回審議会の審議予定事項

- 今回の審議では、本町公共下水道事業概要・財務状況、経営戦略の概要および使用料改定の方向性について、討議を行っていただきました。
- 経費回収率80%を目指した下水道新料金体系を令和6年度までに実施する方針としており、その方針に基づく使用料体系の改定案について、審議会の意見をいただきながら取りまとめを進めます。
- 下水道使用料は、「公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。」と定められており、むやみに料金を改定することはできないため、今年度の審議会で適正な使用料体系について、様々な意見を頂戴し審議をお願いしたいと考えています。

(2) 次回審議会の審議事項

項目	時期	審議事項
第1回 審議会	令和4年 5月25日	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 本審議会の審議事項と全体スケジュール ◇ 公共下水道事業概要・財務状況 ◇ 経営戦略の概要および使用料改定の方向性
第2回 審議会	8月下旬	<ul style="list-style-type: none"> ◇ <u>使用料対象経費（財政計画・排水需要予測・使用料算定期間）</u> ◇ <u>収支見積に基づく使用料改定の必要性</u>
第3回 審議会	11月下旬	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 使用料体系（基本使用料・従量料金の設定等）
第4回 審議会	令和5年 2月下旬	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 下水道使用料の改定水準 ◇ 料金等審議会答申



ご静聴ありがとうございました。